

岡崎市民病院デジタルサイネージ機器等設置・運営業務仕様書

1 業務名

デジタルサイネージ機器等設置・運営業務

2 概要

本業務は、岡崎市民病院（以下「当院」という）利用者に対し、当院に関する情報や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報をデジタルサイネージ等にて配信する。

3 設置期間

令和6年7月1日から令和11年3月31日まで。

4 設置場所

(1) デジタルサイネージ等の機器は本院内の以下の場所に設置する。

エントランスホール 1箇所

(2) 設置場所は、別紙「設置予定場所図面」の記載場所を予定しているが、現場確認を行い、当院と調整した上で設置場所を決定するものとする。なお、留意事項は以下のとおりである。

ア 設置日は2週間以上前に当院に届出ることとし、事前に承諾を得ること。また、作業にあたっては当院利用者の安全に十分に配慮すること。

イ 別紙「設置予定場所図面」にデジタルサイネージ等の機器の配置を示す。配線ルート及び配線方法については当院と調整の上で決定すること。

5 業務内容

(1) デジタルサイネージ等の機器の設置及び撤去

ア 本業務に必要な機器の設置を行う。機器設置に伴う必要な工事は、工事内容を事前に提示し、当院の承諾を得た上で実施すること。

イ 契約期間終了時における機器の撤去及び原状回復に必要な工事を行う。

ウ 機器の規格その他詳細は「6 機器の規格等」に後述する。

(2) デジタルサイネージ等の運用

ア 配信するコンテンツを管理する。

イ 配信するコンテンツの内容は「7 配信するコンテンツ」に後述する。

ウ コンテンツの配信時間は「8 配信時間」に後述とする。

(3) デジタルサイネージ等の機器保守

ア 機器の故障や情報を配信するコンテンツに障害が生じ、遠隔からの復旧が難しい場合、当院職員の連絡後、速やかに人員を派遣して状況の把握や復旧に向けた対応を行うこと。

イ コンテンツの配信時間中、当院職員と電話連絡のとれる体制を有すること。

ウ 不特定多数の者が利用することを想定し、機器の保守を行うこと。

エ 機器故障等の緊急窓口として365日24時間受付窓口を有すること。

オ トラブルに備え、最大1件につき1億円までの補償があるPL保険、物損保険、対人保険へ加入していること。

(4) 広告の募集及び配信

ア 当院は、事前提示又は配信中の広告主もしくは広告内容が合理的理由で不適切と認める場合は、広告の配信を中止することができるものとする。なお、この場合に当院は、広告主又は設置事業者に対し、一切の賠償の責を負わない。

イ 広告の配信に関する苦情等の対応をすること。

ウ 広告内容等に関する責任は広告主及び設置事業者が負うものとし、当院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。

6 機器の規格等

(参考図)



(1) エントランスホール

ア フレーム全体の大きさは縦2,100mm×横4,100mm×奥行150mm程度とし、電気亜鉛メッキを施した鋼板(SEC C)加工とすること。また、フレームの角が鋭利とならないように加工を施すこと。

イ 設置するデジタルサイネージ等のフレームについてはISO9001を取得した事業者にて製作すること。

ウ 院内フロア図を掲出すること。院内フロア図は、インクジェット透過フィルムを採用し、LED電照式とする。LEDは、株式会社ファーストシステムのTAIKOO6-24同等品以上を採用すること。透明アクリル板で保護すること。

エ ディスプレイの画面サイズは55型以上とし、解像度がフルハイビジョン(1920

×1080) 以上にすること。広告配信用としてタッチパネルを搭載したものを1台と、医師一覧及び病院情報配信用のディスプレイを各1台設置すること。

オ 表示装置の設置方法は、固定式とすること。

カ 本院が提示する連携医療機関の基本情報（医療機関名称、診療科目、住所）の表示を行い、タッチ機能を利用し、地域、診療科目の順に検索できる機能を有すること。

キ 当院の連携医療機関に限った検索サイトを構築すること。また、モバイル端末からQRコードを介したアクセスを可能とし、地域・医療機関名・症状などを入力することで検索が可能なものとする。構築したサイトは当院の希望があった場合、ホームページ等で利用できるものとする。

(2) 「6 機器の規格等」

ア 機器の稼働に必要な電源は、当院の設備担当者と事前協議の上、当院の許可を得て設置事業者が費用を負担して行う。

イ 広告データを配信する際は、当院のネットワーク回線を使用することは出来ないため、必要なネットワーク回線の引き込みは、配信方法等についての事前協議の上、当院の許可を得て、設置事業者が費用を負担して行う。

ウ 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は一括集中管理による外部操作ができること。

エ 地震等の際に転倒・落下することがないように十分な対策を講じること。

オ 設置及び撤去作業は当院利用者の安全に配慮して行うこと。

カ 機器や表示装置は、設置場所の景観に配慮したもの（色が派手でない、厚すぎない、柱からはみ出さない等）であること。

7 配信するコンテンツ

(1) 当院に関する情報及び民間企業等の広告を配信するものとする。

(2) 当院利用者の注目を集めるため、上記に加えて気象情報やニュース等を配信すること。

(3) 情報や広告が一定時間で自動的に切り替わること。（広告モニター、病院情報モニターに限る。）

(4) 音声を生じさせないこと。

(5) 民間企業等の広告を配信する場合は、当院に関する情報と区別するとともに、広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要事項を注記すること。

(6) 情報や広告の配信方法は、当院と調整の上で決定すること。

8 配信時間

コンテンツの配信時間は、平日8:00～17:00（土日祝及び12月29日～1月3日を除いた日）とし、なお、外来の利用状況等を勘案し、本院と協議の上で配信時間を

変更できるものとする。

9 費用負担

デジタルサイネージ等設置及び運営に関する一切の経費を設置事業者が負担するものとする。

(1) デジタルサイネージ等設置及び運営に関する経費

- ア デジタルサイネージ等機器代（付属品、取付器具、転倒防止品等を含む）
- イ 電源工事、ネットワーク配線等工事費用
- ウ 機器の設置及び撤去費用
- エ 機器設置に伴う既存設備の移設等費用、機器撤去時の原状回復費用
- オ 修理、保守・メンテナンス費用
- カ 広告募集に関する費用
- キ コンテンツの作成・更新、広告の配信に関する費用
- ク その他費用

(2) 行政財産目的外使用料の納付

行政財産目的外使用料は、岡崎市民病院が発行する納入通知書により支払うものとしします。

行政財産目的外使用料は、年毎に年額を一括前納としします。

なお、初年度はデジタルサイネージ機器を設置してからの月割計算によるものとする。

(3) 光熱費

電気料の納付は、岡崎市民病院が発行する納入通知書により支払うものとしします。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたり当院から提供された情報は、注意義務をもって使用および管理し、不要となった場合は適切に破棄すること。
- (2) 業務期間中に知り得た当院に関する情報（当院が提供した情報を含む。）は、一般に公開する情報を除き、第三者に提供または業務の実施以外の目的に利用しないこと。
- (3) 業務実施者が都合により業務を継続できなくなった場合は当院の業務に支障とならないように双方の協議の上、事業契約を解約することができる。
- (4) 契約上の詳細、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。

11 本件に対する問い合わせ先

岡崎市民病院 事務局 施設課

電話 0564-66-7007 F A X 0564-25-2913

[メール byouinsisetsu@city.okazaki.lg.jp](mailto:byouinsisetsu@city.okazaki.lg.jp)